



最高裁判決

トランスジェンダーの人たちは職場のトイレを自認する性で使えるべきだ。最高裁の裁判官らが示した初判断は、性的少数者の権利保護を認め、周囲に十分な配慮を促した。民間企業の取り組みも不十分なかつた。社会全体に「共生」を問い合わせた。

▼1面参照

自認する性での生活「切実」

「ほかの差別にも応用できる判決だ」

原告の経産省職員は会見を開き、判決への思いを語った。

一審・東京地裁は、ト

イレの利用制限を撤廃させなかつた人事院判定を「違法」としたが、二審・東京高裁は一転して「適法」と判断。それをさらに最高裁が覆した。

訴から8年でたどり

着いた判決では、5人の裁判官全員が補足意見をつけ、自認する性別で生活することは「切実な利益」「法的に保護される」などと述べた。

原告は「ポジティブな意見だった」と歓迎。

「一番大事なのは社会生

活を送ること。その中に

トイレやお風呂の問題が

ある。個々の問題に矮小化すべきではない」と語

つた。

原告側の弁護団が評価

したのは、最高裁が原告

の「具体的な事情」に着目して判断した点だ。

原告は戸籍上は男性の

ままだが、女性ホルモン

最高裁での逆転勝訴を受けて会見した、ト

ラスジェンダーの経産省職員の原告

11日、東京・霞が関、遠藤隆史撮影

原告側「不安だけで判断いけない」

の投与を受け、「性衝動に基づく性暴力の可能性が低い」という診断も受けた。上司に相談のうえ、職場の同僚らに状況を説明する会を開き、他の職員への意見聴取もあった。離れた階の女性は補足意見の最後に「判決は、トイレを含め、不特定多数の使用が想定される公共施設の使用のあ

起きたこともなかつた。

弁護団は「女性トイレ

だ」と評価した。

一方、今崎幸彦裁判長は補足意見の最後に「判決は、トイレを含め、不特定多数の使用が想定される公共施設の使用のあり方に触れるものではない」と付け加えた。トランスジェンダーの地下にある多目的トイレを使っているのを同僚

「『心は女性』と自称す

る男性が女性トイレに入ってくる」などの言説が飛び交っていることが念頭にあつたとみられる。弁護団は、女性トイレ

が「職場で使うトイレ」と「使いたいトイレ」が一致していないかった。岩本准教授は「職場で性自認に沿つたトイレを使うことに

岩本准教授は「当事者が

◎ 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。

トランスジェンダーへの配慮

トイレや更衣室 企業の5%

性的少数者の従業員に配慮していますか?

2023年4~5月、インディードジャパンが2108社に調査

性的少数者の従業員の配慮に…

取り組んでいる

24.2%

「取り組んでいる」企業から抽出して質問

トランスジェンダーのトイレや更衣室の使用で配慮は…

ある

22.1%

ない

77.9%

「取り組んでいない」主な理由

- 何から始めればいいかわからない
- 知識や情報が不足している
- 当事者にどんな配慮をしたらいいかわからない

周囲の7割 使用に「抵抗ない」

が疑問視することをきっかけにした運用で、トラブルはない」という。予備校大手の河合塾や大手コンサルティング企業などでも、00年前後から性自認通りのトイレを使えるようにしている。ただ、そうした企業は多數派ではない。求人サービス大手のインディードジャパンの調査では、トランスジェンダーの従業員に対してトイレや更衣室などの利用で配慮をする企業は推計で5%ほどだった。

金沢大の岩本健良准教授(ジェンダー学)がトランジェンダー当事者325人を含む1325人

もいるが、理解は広がっているともいえる。啓発活動などをさらに進めるべきだ」と話す。(遠藤隆史)

責務に言及 インパクト

性的少数者の人権問題に詳しい岡田高嘉・県立広島大学教授(憲法)の話 事実関係を丁寧に検討して結論を導いた、妥当な判断だ。補足意見で複数の裁判官が「性自認に基づいて社会生活を送る利益」が重要なものだと指摘した。トランスジェンダーの権利を実質的に認めたと言え、画期的だ。

民間企業などでも、当事者の立場に立って調整を尽くす責務があるという言及もあった。性的少数者の権利をどう守るかには画一的な正解ではなく、個別事情を丁寧に見るべきだという考えを示したもので、大きなインパクトがある。

近年、性的少数者が直面する課題への関心は高まっているが、差別的な出来事は繰り返し起きている。判決の指摘を受け止め、共生社会の実現につなげる姿勢が社会の側に求められている。